

学校法人日本医科大学  
武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る  
事後調査報告書  
(工事中その2：騒音)

令和7年8月

学校法人日本医科大学  
三菱地所レジデンス株式会社



## 目 次

1 指定開発行為の概要 .....	1
(1) 指定開発行為者 .....	1
(2) 指定開発行為の名称及び種類 .....	1
(3) 指定開発行為を実施する区域 .....	1
(4) 指定開発行為の目的 .....	1
(5) 指定開発行為の内容 .....	3
(6) 指定開発行為の実施状況 .....	9
(7) 環境保全のための措置の実施状況 .....	12
2 条例評価書に掲げる事後調査計画の概要 .....	13
(1) 事後調査の目的 .....	13
(2) 事後調査の内容 .....	13
(3) 調査実施者(業務受託者) .....	15
3 事後調査結果 .....	16
(1) 調査項目 .....	16
(2) 調査地点 .....	16
(3) 調査時期 .....	16
(4) 調査方法 .....	16
(5) 調査結果 .....	18
(6) 調査結果の検証及び以後講ずる措置 .....	19

### 資料編

「第1章 指定開発行為の概要」は、条例環境影響評価書の内容を示す。ただし、条例環境影響評価書提出後に変更しているものについては、「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届」の内容を示す。



## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：学校法人日本医科大学  
代表者：理事長 汲田 伸一郎※  
所在地：東京都文京区千駄木一丁目1番5号

名 称：三菱地所レジデンス株式会社  
代表者：代表取締役社長 宮島 正治  
所在地：東京都千代田区大手町一丁目9番2号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画  
種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ……………第3種行為  
高層建築物の新設 ……………第1種行為  
住宅団地の新設 ……………第1種行為  
商業施設の新設 ……………第3種行為  
大規模建築物の新設 ……………第1種行為

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市中原区小杉町一丁目304-2、小杉町二丁目298-1の一部 外  
(図1-1参照)  
区域面積：約41,730㎡(第一種住居地域)

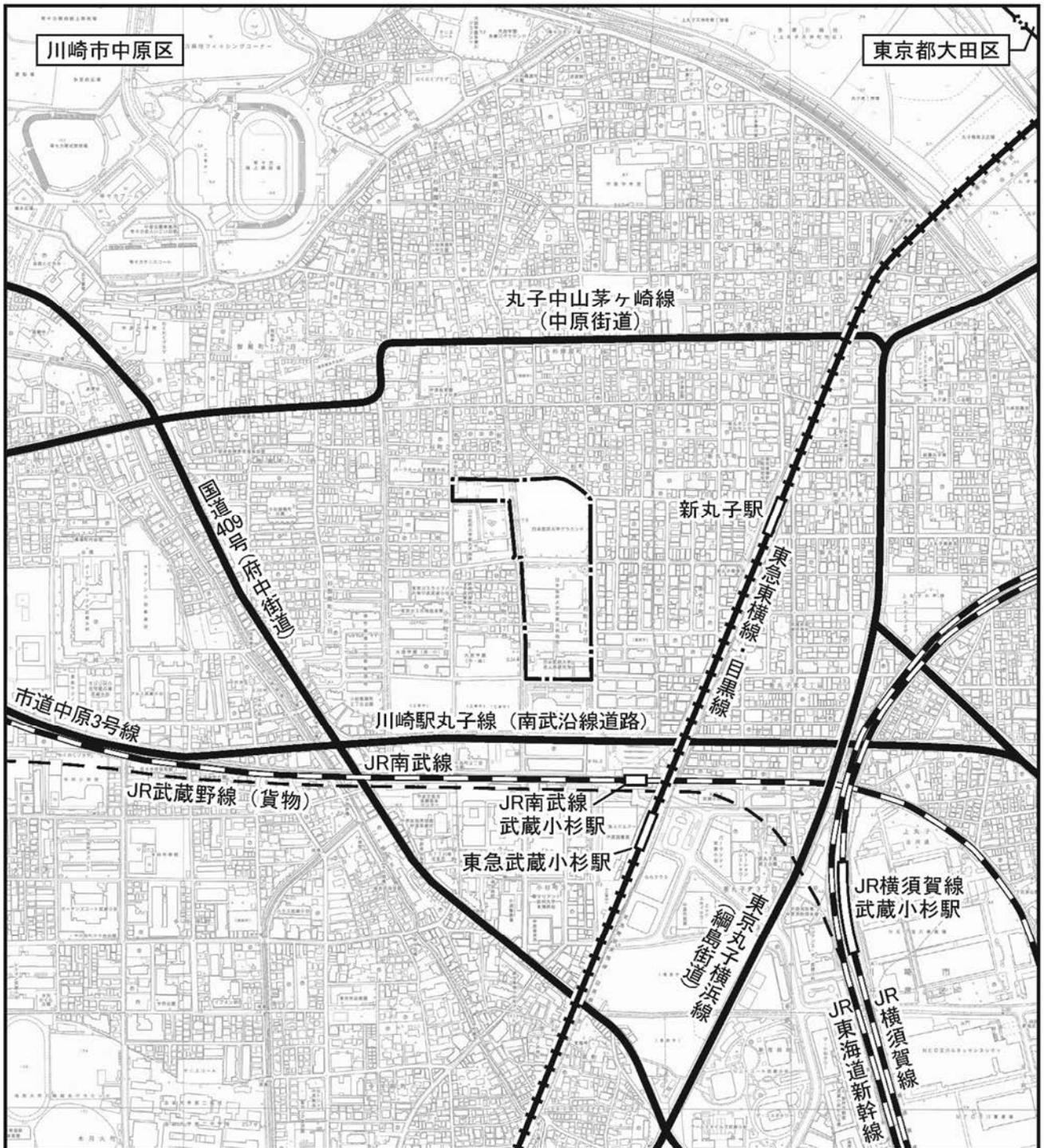
### (4) 指定開発行為の目的

#### ア 本事業の目的

本事業は、医療機能を中心とする既存機能の更新・充実を図るとともに、医療と文教の核を担う魅力あふれる複合市街地の形成をめざし、「病院・教育施設」の建て替え及び「道路及び公園等の都市基盤施設」と「高齢者向け福祉サービス施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等及び共同住宅」の整備をする計画である。

---

※：「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届（令和7年6月5日届出）」において、代表者を変更している。



凡 例

- |         |      |         |          |
|---------|------|---------|----------|
| — · — · | 計画地  | — — —   | J R      |
| — <—> — | 都県界  | — · — · | J R (地下) |
| — — —   | 主要道路 | — + — + | 東急線      |
|         |      | □       | 駅        |



図1-1 計画地位置図

0 100 200 300 400 500m



(5) 指定開発行為の内容

ア 土地利用計画

本事業における土地利用計画は、表 1-1 及び図 1-2 に示すとおりである。

A 地区の一部には、提供公園を設ける計画である。

B 地区には、病院及び教育施設の計画建物を配置する計画である。

C 地区は、土地の高度利用を図り、川崎市施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等及び共同住宅を導入する計画建物を配置する計画である。

また、B 地区及びC 地区の東側には、公開空地として緑道を設けるほか、C 地区の建物を高層化することで確保した空間は、歩道状空地や広場、緑化地として土地利用を図る計画である。

表 1-1 土地利用計画表

区 分		面 積				割 合
		A地区 の一部	B地区	C地区	合 計	
宅 地	計画建物	—	約8,210㎡	約10,000㎡	約18,210㎡	43.6%
	緑化地	—	約1,760㎡	約2,970㎡	約4,730㎡	11.3%
	車 路	—	約1,360㎡	約970㎡	約2,330㎡	5.6%
	通路・アプローチ等	—	約2,560㎡	約6,240㎡	約8,800㎡	21.1%
	小 計	—	約13,890㎡	約20,180㎡	約34,070㎡	81.6%
公 共 用 地	提供公園	約3,110㎡	—	—	約3,110㎡	7.5%
	道 路				約4,550㎡	10.9%
	小 計				約7,660㎡	18.4%
合 計					約41,730㎡	約41,730㎡

注) 「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届(令和6年1月31日届出)」の内容を示す。



凡例

- |             |      |
|-------------|------|
| --- 計画地     | 提供公園 |
| ■ 計画建物      | 道路   |
| ■ 緑化地       | 広場   |
| ■ 車路        | 緑道   |
| ■ 通路・アプローチ等 |      |

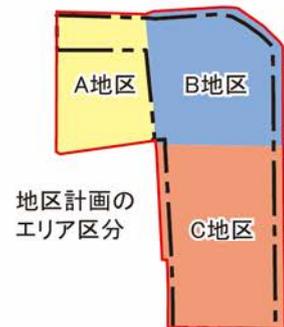


図1-2 土地利用計画図



注) 「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届(令和6年1月31日届出)」の内容を示す。

## イ 建築計画等

建築計画の概要は表 1-2 に示すとおりである。

B 地区は、病院・教育施設を建設する計画である。

C 地区は、2 棟の高層棟を建設し、低層部は川崎市施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等を配置し、高層部は共同住宅を整備する計画である。

高層棟の建物高さは約 177m を計画しており、共同住宅の計画戸数は約 1,440 戸を計画している。

駐車場台数は、合計約 751 台であり、B 地区は教育施設とアメニティ棟の間に機械式立体駐車場を、C 地区は主に高層棟に機械式立体駐車場を整備する計画である。

表 1-2 建築計画概要

項目	B 地区	C 地区	合計
主要用途	病院・教育施設 <sup>※2</sup>	川崎市施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等及び共同住宅	—
建築敷地面積	約 13,890 m <sup>2</sup>	約 20,180 m <sup>2</sup>	約 34,070 m <sup>2</sup>
建築面積	約 8,210 m <sup>2</sup>	約 10,000 m <sup>2</sup>	約 18,210 m <sup>2</sup>
建ぺい率	約 60%	約 50%	—
延べ面積	約 43,050 m <sup>2</sup>	約 174,300 m <sup>2</sup>	約 217,350 m <sup>2</sup>
病院	約 32,950 m <sup>2</sup> <sup>※2</sup>	—	約 32,950 m <sup>2</sup>
教育施設	約 8,600 m <sup>2</sup>	—	約 8,600 m <sup>2</sup>
共同住宅	—	約 152,640 m <sup>2</sup> <sup>※3</sup>	約 152,640 m <sup>2</sup>
駐車場	約 1,500 m <sup>2</sup>	約 12,000 m <sup>2</sup>	約 13,500 m <sup>2</sup>
その他	—	約 9,660 m <sup>2</sup> <sup>※4</sup>	約 9,660 m <sup>2</sup>
容積率	約 289%	約 600%	—
建物階数	地上 9 階、地下なし	地上 50 階、地下 1 階	—
建物高さ	約 41.5m (最高高さ約 41.5m)	約 177m (塔屋等を含む 最高高さ約 184m)	—
建物構造 <sup>※1</sup>	R C 造、S 造	R C 造	—
計画戸数	—	約 1,440 戸 <sup>※5</sup>	約 1,440 戸
駐車場	約 111 台	約 640 台	約 751 台
駐輪場	約 240 台	約 2,555 台	約 2,795 台

※1 S 造：鉄骨造、RC 造：鉄筋コンクリート造

※2 アメニティ棟（延べ面積約 670 m<sup>2</sup>）を含む。

※3 C 地区の「共同住宅」の延べ面積には、高齢者向け住宅の延べ面積を含む。

※4 C 地区の「その他」の延べ面積には、商業施設（飲食・物販施設等）の延べ面積を含む。

※5 計画戸数には、高齢者向け住宅の戸数は含めない。

注）「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届（令和5年6月23日届出）」の内容を示す。

## ウ 施工計画

本事業における主な工事内容は表 1-3 に、工事工程は表 1-4(1)～(2)に示すとおりである。

本事業は、第 1 期（39 ヶ月）及び第 2 期（72 ヶ月）の 2 つに工期を分けて、段階的に工事を実施する計画である。全体の工事期間は 119 ヶ月である（2018 年 5 月着工）。

作業日及び作業時間は、原則として日曜日を除く午前 8 時から午後 6 時までとし、前後 1 時間程度は工事の準備及び片付け等を実施する場合がある。

ただし、騒音及び振動を伴わない作業、コンクリート打設等工事の性質上、作業の中断が困難である場合、あるいは天候等の事情により作業時間及び日程に変更が生ずる場合には、事前に周知を行い、周辺環境に配慮した上で工事を行う。

各工事の期間は、A 地区の一部の提供公園新設工事が約 6 ヶ月、B 地区の病院棟等新設工事が約 29 ヶ月、教育施設新設工事が約 39 ヶ月、C 地区の解体工事が約 13 ヶ月、住宅棟等の新設工事が約 49 ヶ月を予定している。

表 1-3 工事内容

工 種	主な工事内容
①準備・仮設工事	仮囲い、工事事務所、仮設備設置、撤去工事、仮設道路工事
②解体工事	解体工事、整地
③山留・杭地業工事	SMW（ソイルセメント連続壁構築）、杭工事
④土工事	根切工事、残土搬出
⑤躯体工事	基礎躯体工事、地下躯体工事、地上躯体工事
⑥仕上工事	設備機器設置、外装、内装仕上
⑦外構工事	駐車場、構内車路、植栽、道路、外構工事等

表 1-4(1) 工事工程（概要）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	← 119ヶ月 →									
A 地区の一部	第 1 期(39ヶ月) 6ヶ月 提供公園新設工事									
B 地区		29ヶ月 病院棟等新設工事			第 2 期(72ヶ月) 39ヶ月 教育施設新設工事					
C 地区				13ヶ月 解体工事				49ヶ月 住宅棟等新設工事		

注) 「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届（令和6年6月19日届出）」の内容を示す。





#### エ 工事用車両運行計画

工事用車両（資機材等運搬及び通勤車両）の走行ルートは、図 1-3 に示すとおりである。

工事用車両の出入口は、計画地に隣接する市道小杉町 3 号線、市道小杉町 12 号線、市道小杉町 29 号線、市道小杉町 34 号線に面して設ける計画である。また、工事用車両の出入りの際は、できるかぎり左折イン左折アウトとする計画である。

工事用車両の搬入ルートは、計画地北側は丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）から市道小杉陣屋町 17 号線を経由し計画地に至るルート、南側は国道 409 号（府中街道）または東京丸子横浜線（綱島街道）等から川崎駅丸子線（南武沿線道路）及び市道小杉町 3 号線または市道小杉町 12 号線を経由し計画地に至るルートを利用する計画である。また、搬出ルートは、計画地北側は市道小杉陣屋町 17 号線を経由し丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）に至るルート、南側は市道小杉町 3 号線または市道小杉町 12 号線と川崎駅丸子線（南武沿線道路）を経由し、国道 409 号（府中街道）または東京丸子横浜線（綱島街道）等に至るルートを利用する計画である。

#### オ 仮設防災計画

仮設防災計画は、図 1-4 に示すとおりである。

第 1 期工事時は、A 地区の一部及び B 地区の外周に万能鋼板による仮囲い（高さ約 3 m）を設置する。仮設ゲートは、A 地区の一部では市道小杉町 3 号線沿いに 1 箇所、B 地区では市道小杉町 3 号線沿いに 2 箇所、市道小杉町 9 号線沿いに 2 箇所設ける計画である。また、第 2 期工事時は、B 地区北側及び C 地区の外周に万能鋼板による仮囲い（高さ約 3m）を設置する。仮設ゲートは、B 地区では市道小杉町 3 号線沿いに 2 箇所、市道小杉町 9 号線沿いに 1 箇所、C 地区では市道小杉町 3 号線沿いに 2 箇所、市道小杉町 12 号線沿いに 3 箇所、区画道路 2 号線沿いに 1 箇所、市道小杉町 34 号線沿いに 1 箇所設ける計画である。

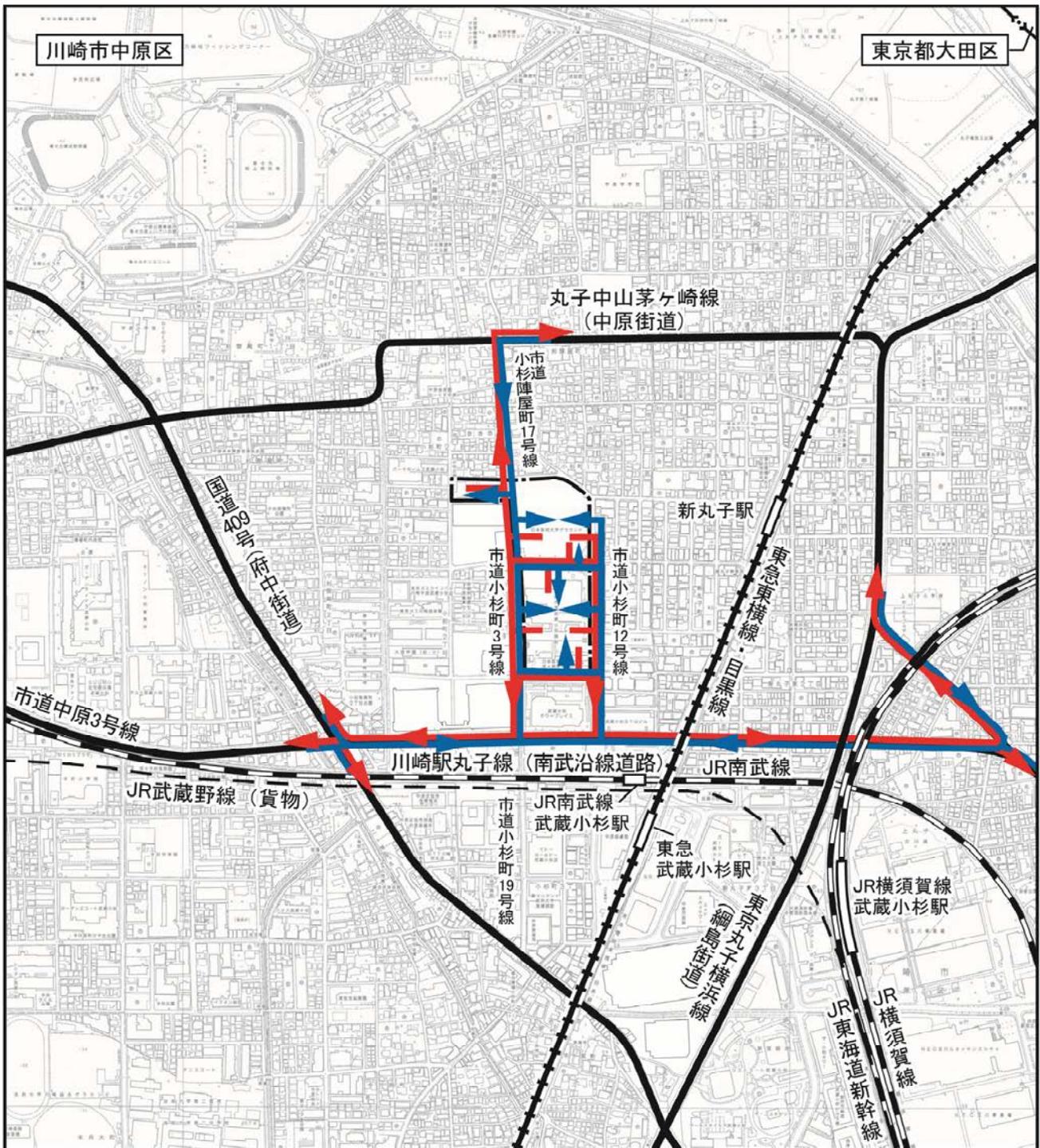
仮設ゲート付近には、必要に応じて交通誘導員を配置する計画である。

工事中の排水は、敷地内に仮設沈砂施設を設置して砂利等を取り除いた上で、既設公共下水道（合流式）へ放流する計画である。

### （6）指定開発行為の実施状況

本事業は、平成 28 年 10 月 7 日に条例環境影響評価書（以下、「条例評価書」という。）を提出した後、平成 30 年 5 月 8 日より工事着手している。本事業では A 地区、B 地区、C 地区の段階的な工事を計画しており、現在は A 地区及び B 地区の病院棟工事は完了し、B 地区の教育施設及び C 地区の工事を行っている。

なお、条例評価書提出後、指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届により、土地利用計画、建築計画、緑化計画及び施工計画等について、変更を行っている。



凡例

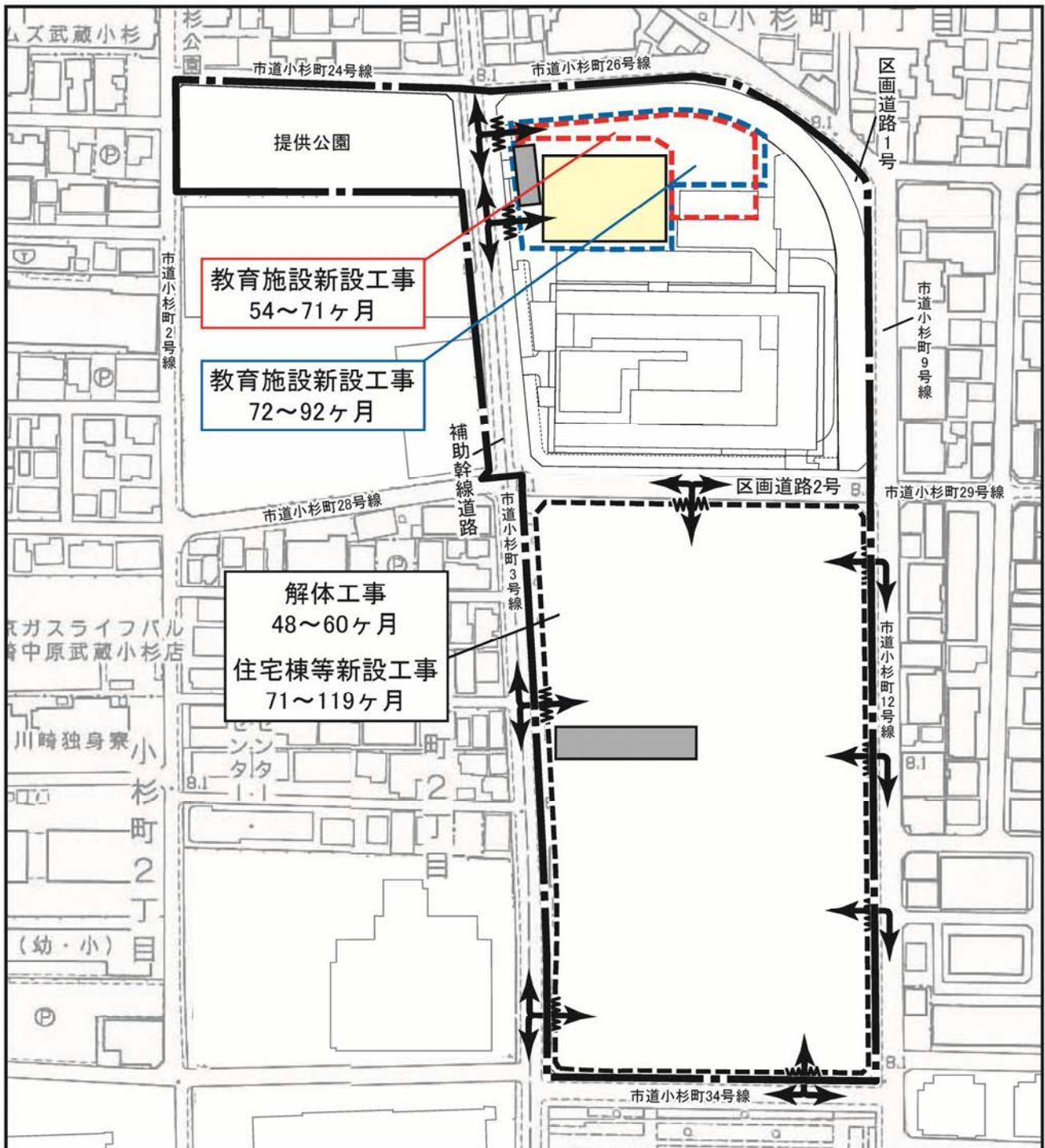
- |              |              |
|--------------|--------------|
| --- 計画地      | □ 駅          |
| ↔ 都県界        | → 工事用車両搬入ルート |
| — 主要道路       | → 工事用車両搬出ルート |
| — J R        |              |
| --- J R (地下) |              |
| — 東急線        |              |

図1-3 工事用車両走行ルート図

0 100 200 300 400 500m



注) 「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届 (令和5年6月23日届出)」の内容を示す。



**凡 例**

- 計画地
- 工事用車両の出入り
- 仮囲い (高さ約3m)
- W 仮設ゲート
- 仮設事務所
- 仮設駐車場 (40~71ヶ月目)

図 1-4 仮設防災計画図 (48~119ヶ月)

0 20 40 60 80 100m



注) 「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届 (令和6年6月19日届出)」の内容を示す。

(7) 環境保全のための措置の実施状況

条例評価書に記載している環境保全のための措置の実施状況は、表 1-5 及び写真 1-1 に示すとおりである。

表 1-5 騒音（工事中）に関する環境保全のための措置の実施状況

騒音	
条例評価書に記載の環境保全のための措置	実施状況
工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。	工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行った。
周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。	周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整した。
工事区域内での看板設置等により、資材運搬業者等に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。	<p>毎月の安全衛生協議会時、毎日の朝礼時及び打合せ時等に、アイドリングストップや定期点検・整備、不要な空ぶかし・急発進の禁止等について周知した。(写真 1-1 参照)</p> <p>また、現場内作業スペースの目立つところに「アイドリングストップの掲示板」を設置し(写真 1-2 参照)、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導した。</p> <p>工事事務所や作業員詰め所内でも、毎月の安全パトロールに環境項目を記載、毎日作成の安全環境日誌に環境項目のチェック項目を記載する等、随所に掲示を行った。</p>
正常な運転ができるよう、工事用車両の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。	正常な運転ができるよう、工事用車両の整備・点検及び定期点検を実施した。



写真 1-1 朝礼の実施  
(令和 7 年 7 月 19 日)



写真 1-2 アイドリングストップの掲示  
(令和 7 年 4 月 5 日)

## 2 条例評価書に掲げる事後調査計画の概要

### (1) 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講ずることにより、環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的とする。

### (2) 事後調査の内容

本事業で実施する事後調査項目は、表 2-1 に示すとおりである。

本事業では、工事中は大気質、土壌汚染、騒音、産業廃棄物、供用時は緑（緑の質）、風害について、条例評価書に掲げる事後調査計画に基づき、適正な時期に事後調査を実施することとしている。

#### ア 工事中

##### ①大気質

建設機械の稼働に伴う大気質への影響については、短期予測において二酸化窒素の環境保全目標（0.2ppm 以下）を満足すると予測している。工事の実施にあたって、窒素酸化物の排出削減や計画地周辺への影響低減のための環境保全のための措置を講ずる計画である。

しかしながら、予測結果が中央公害対策審議会答申による短期暴露の指針値の上限に近いこと及び計画地内に大気汚染物質等の環境影響をできるだけ低く抑えるべき病院施設が存在していることなどから、予測・評価結果について検証することを目的に、事後調査を実施する。

調査項目は、建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素濃度）及び気象（風向・風速）とする。

##### ②土壌汚染

土壌汚染については、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないものと評価している。

本事業においては、建設発生土を計画地外に搬出する計画であるため、汚染土壌の有無の確認を行うとともに、汚染土壌が確認された場合には、汚染土壌の処理・処分が適切に行われているかを確認するため、事後調査を実施する。

##### ③騒音

工事用車両の走行に伴う騒音の影響については、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとは評価している。

しかしながら、工事中基礎交通量による等価騒音レベルが環境保全目標の値を下回っていた地点において、本事業の実施により環境保全目標の値を超過する予測地点があることから、予測・評価結果について検証することを目的に、事後調査を実施する。

#### ④産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物の種類と発生量及びその処理方法については、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価している。

しかしながら、解体工事に伴い発生する廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物については、今後詳細な調査を実施したうえで対応を図るため、それらの発生量、処分方法及び飛散等の防止に関する措置の実施状況を把握することを目的に、事後調査を実施する。

#### イ 供用時

##### ①緑（緑の質）

緑の質については、供用時には緑の適切な回復育成が図られるものと評価している。

しかしながら、緑の回復育成の予測結果は、植栽後の天候や気象条件、事業に伴い創出される新たな生育環境の状況により不確実性を伴うことから、調査時期時点での植栽樹木の生育状況を把握することを目的に、事後調査を実施する。

##### ②風害

風害については、供用時には計画地近傍において住宅地相当及び低中層市街地相当の風環境とされる領域 A もしくは領域 B が確保され、計画地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼさないと評価している。

しかしながら、防風対策により風環境の改善を図る箇所（C 地区 N 棟の南西側（広場付近）及び S 棟の南側）及び計画地近傍で領域 A から領域 B に風環境が変化すると予測される地点の多い箇所（B 地区と C 地区間の道路沿道及び C 地区東側道路沿道）については、気象の状況により不確実性を伴うことから、予測・評価結果について検証することを目的に、事後調査を実施する。

表 2-1 本事業で実施する事後調査項目

	事後調査の内容	調査時期	実施状況
工事中	環境影響評価項目：大気質 環境影響要因：建設機械の稼働 調査項目：大気質（二酸化窒素）、気象（風向・風速）	予測を行った建設機械の最大稼働時 （工事開始後 56 ヶ月目：第 2 期工事）	●
		予測を行った建設機械の最大稼働時 （工事開始後 114 ヶ月目：第 2 期工事）	—
	環境影響評価項目：土壌汚染 環境影響要因：工事等の影響 調査項目：汚染土壌の有無、 汚染土壌の処理・処分の状況	土壌汚染に係る調査及び対策等を行う時期	●
	環境影響評価項目：騒音 環境影響要因：工事用車両の走行 調査項目：工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル、自動車交通量	工事用車両台数（大型車）が最大となる 工事開始後 84 ヶ月目	○
	環境影響評価項目：産業廃棄物 環境影響要因：工事等の影響 調査項目：廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の発生 量及びその処分方法、廃石綿等及び石綿 含有産業廃棄物の飛散等の防止に関する 措置の実施状況	工事中	●
供用時	環境影響評価項目：緑（緑の質） 環境影響要因：緑の回復育成 調査項目：植栽樹木の樹木活力度 植栽樹木の維持管理状況	第1期工事の完了後3年経過した後の春から 夏の適切な時期	●
		第2期工事のB地区工事完了後3年経過した後 の春から夏の適切な時期	—
		第2期工事のC地区工事完了後3年経過した後 の春から夏の適切な時期	—
	環境影響評価項目：風害 環境影響要因：高層建築物等の存在 調査項目：風向・風速	計画建物の竣工後、かつ、 防風対策の植栽が完了した時期	—

注) ○：今回報告分 ●：実施済み —：未実施（今後実施予定）

### （3）調査実施者（業務受託者）

名称：株式会社日建設計

代表者：代表取締役社長 大松 敦

住所：東京都千代田区飯田橋 2 丁目 18 番 3 号

### 3 事後調査結果

#### (1) 調査項目

調査項目は、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル、自動車交通量とした。

#### (2) 調査地点

調査地点は図 3-1 に示すとおりであり、条例評価書において環境保全目標の値を超過すると予測した、No.2 付近（西側道路端）の 1 地点とした。また、工事用車両出入台数については、調査時に使用していた仮設ゲートの 3 箇所とした。

#### (3) 調査時期

調査時期は、工事用車両の走行が最大となると予測した工事開始後 84 ヶ月目とし、令和 7 年 4 月 8 日（火）6:00～22:00 までの 16 時間連続とした。なお、調査日については、工事工程を踏まえたうえで、施工者へ事前に確認を行い、工事開始後 84 ヶ月目において工事用車両（大型車）の出入りが多くなると想定される日を設定した。

また、調査当日、B 地区では地上躯体工事、外装工事、内装工事、設備工事を、C 地区では基礎躯体工事、設備工事を実施していた。

#### (4) 調査方法

ア 工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル

工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、表 3-1 に示す方法で測定した。

表 3-1 調査方法及び仕様測定機器

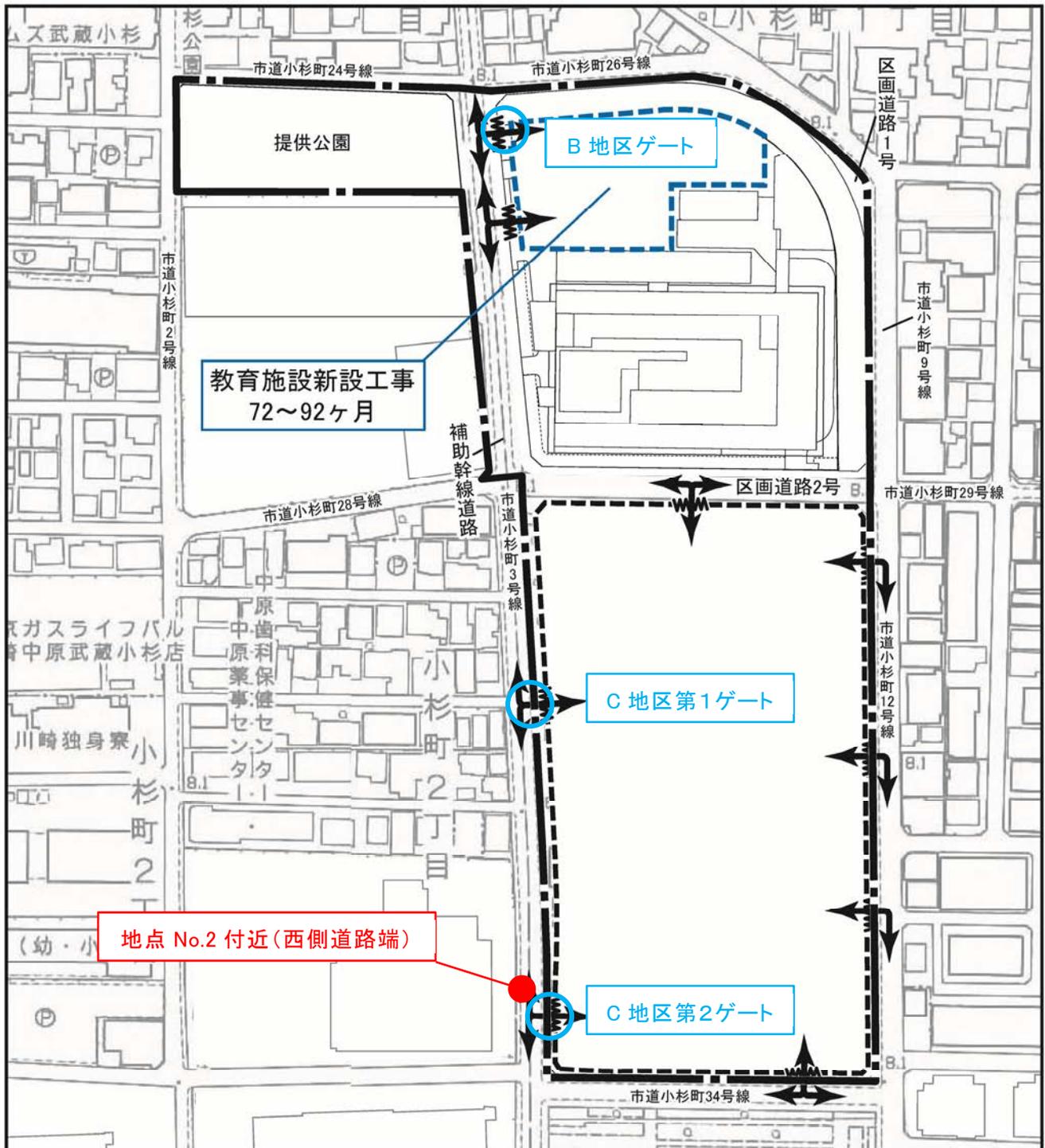
測定機器	メーカー	形式	測定範囲	測定高さ
積分形普通騒音計	リオン（株）	NL-42A	25～138dB (周波数範囲：20～8,000Hz)	地上高 1.2m

イ 自動車交通量

自動車交通量は、調査地点を通過する車両について、台数を方向別・時間別・車種別にカウンターで計測した。車種分類は表 3-2 に示すとおり、大型車および小型車の 2 車種分類とし、ナンバープレートにより区分した。

表 3-2 車種分類表

分類	関連する車種等	車頭番号
大型車	バス	2
	大型貨物車	1
	特殊車	8、9、10
小型車	軽乗用車	3、5、8
	乗用車	3、5、7
	軽貨物車	3、4、6
	小型貨物車	4、6
	貸客車	4



**凡 例**

- 計画地
- 工事用車両の出入り
- - - 仮囲い (高さ約3m)
- WWM 仮設ゲート
- 工事用車両出入台数調査地点

図 3-1 調査地点位置図



## (5) 調査結果

工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの事後調査結果は、表 3-3 に示すとおりである。

No.2 (西側道路端) における等価騒音レベルは 63.5dB であり、環境保全目標を満足していた (調査結果の詳細は、資料編参照)。

表 3-3 工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの事後調査結果

単位：dB

時間帯	No.2 (西側道路端)
6 時台	59.6
7 時台	62.2
8 時台	63.1
9 時台	67.1
10 時台	67.1
11 時台	65.9
12 時台	62.7
13 時台	66.1
14 時台	65.3
15 時台	64.5
16 時台	61.8
17 時台	59.8
18 時台	59.8
19 時台	58.0
20 時台	56.9
21 時台	57.3
6:00~22:00 における 等価騒音レベル	63.5
環境保全目標	65

注 1) 網掛けは工事時間帯 (8 時~18 時) に前後 1 時間を加えた時間を示す。

注 2) 飛行機、人の声、周囲の活動、建設作業等により時限的、偶発的に発生した高い騒音は測定結果より除外した。

## (6) 調査結果の検証及び以後講ずる措置

工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの事後調査結果と条例評価書の予測結果との比較は、表 3-4 に示すとおりである。

No.2 付近（西側道路端）における 6 時～22 時の等価騒音レベルは 63.5dB であり、環境保全目標の環境基準を満足するとともに、条例評価書で予測した等価騒音レベル（66.3dB）を 2.8dB 下回った。

事後調査時と条例評価書における工事中交通量を比較すると、大型車は 977 台、小型車は 1,716 台減少している（表 3-5 参照）。また、事後調査時と指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届(令和 6 年 6 月 19 日届出)における工事用車両台数を比較すると、小型車は 43 台増加しているものの、大型車は 326 台減少しており、これらのことから、等価騒音レベルが低下したと考えられる（表 3-6 参照）。

工事中交通量が減少した要因としては、計画的な運行管理の実施や工事工程の調整により工事用車両台数が減少したこと、事後調査実施日の直前まで計画地の東側および西側で道路工事が行われていたことにより、工事期間中の基礎交通量自体が減少していたことなどが要因として考えられる。

本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うとともに、周辺の交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整した。また、工事区域内での看板設置や朝礼時及び打合せ時の周知等により、資材運搬業者等に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導した。これらの対応により、工事用車両の走行に伴う計画地周辺地域の騒音に及ぼす影響は低減できていると考える。

今後も上記の環境保全のための措置を継続していくことで、工事用車両の走行に伴う騒音の影響低減に努めていく。

表 3-4 事後調査結果と条例評価書予測結果との比較（道路交通騒音）

調査・予測地点	事後調査結果	条例評価書の 予測結果	事後調査結果と 条例評価書の 予測結果の差	環境保全 目標値
No.2 (西側道路端)	63.5dB	66.3dB	-2.8dB	65dB 以下

表 3-5 事後調査結果と条例評価書の予測条件の比較（工事中交通量）

単位：台/16 時間\*

断面交通量					
事後調査結果			条例評価書の予測条件		
大型車	小型車	合計	大型車	小型車	合計
261	1,792	2,053	1,238	3,508	4,746

※：騒音の環境基準における昼間（6～22 時）の時間帯を示す。

表 3-6 工事用車両台数の比較

単位：台/日・往復

事後調査時			指定開発行為・条例方法書等・ 事後調査実施計画変更届 (令和 6 年 6 月 19 日届出)*		
大型車	小型車	合計	大型車	小型車	合計
294	61	355	620	18	638

※：事後調査時の台数と比較するため、変更届に記載した日最大台数（片道）を往復の台数に換算した。

# 資 料 編



# 1 道路交通騒音レベル測定結果

## (1) 道路交通騒音レベル (No.2 付近 (西側道路端))

資料表-1 騒音測定結果表

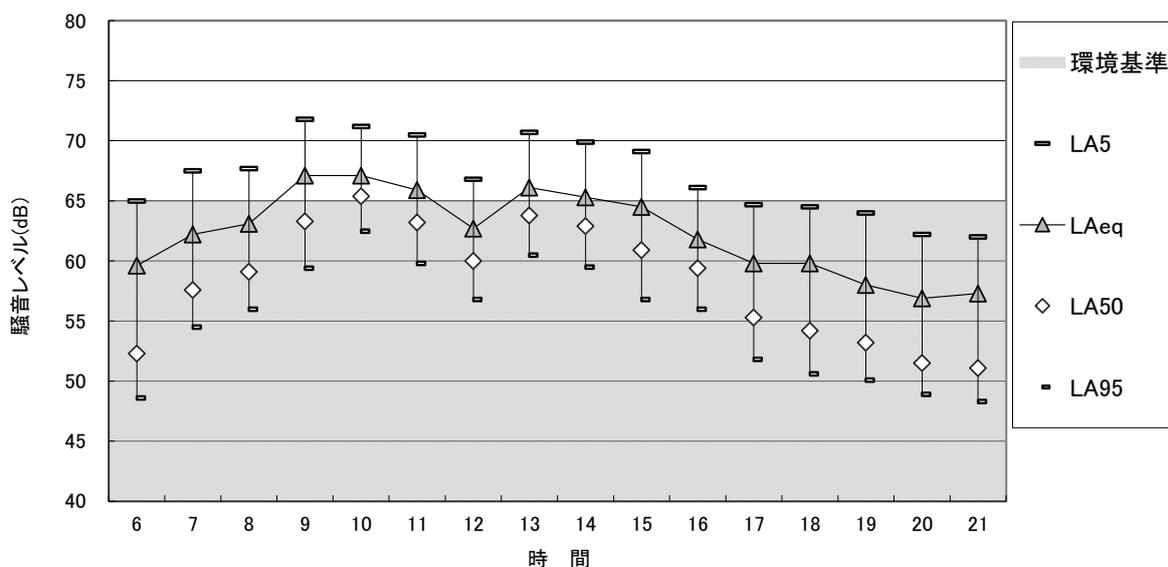
測定日：令和7年4月8日(火)  
調査地点：No.2

時間区分		等価騒音レベル	時間率騒音レベル					騒音レベルの最大値	基準時間帯の等価騒音レベル	環境基準値
時間	区分	$L_{Aeq}$	$L_{A5}$	$L_{A10}$	$L_{A50}$	$L_{A90}$	$L_{A95}$	$L_{AMax}$	$L_{Aeq}$	$L_{Aeq}$
6~7	昼間	59.6	65.0	61.5	52.3	49.1	48.6	79.2	63.5	65
7~8		62.2	67.5	64.7	57.6	55.0	54.5	81.7		
8~9		63.1	67.7	65.4	59.1	56.5	56.0	83.7		
9~10		67.1	71.8	69.8	63.3	59.9	59.4	83.9		
10~11		67.1	71.2	69.5	65.4	63.1	62.5	81.6		
11~12		65.9	70.5	68.1	63.2	60.4	59.8	83.7		
12~13		62.7	66.8	65.0	60.0	57.4	56.8	78.7		
13~14		66.1	70.7	68.8	63.8	61.1	60.5	82.8		
14~15		65.3	69.9	67.9	62.9	60.1	59.5	84.5		
15~16		64.5	69.1	67.0	60.9	57.8	56.8	83.4		
16~17		61.8	66.1	64.0	59.4	56.5	56.0	84.6		
17~18		59.8	64.7	62.3	55.3	52.4	51.8	82.1		
18~19		59.8	64.5	61.7	54.2	51.1	50.6	83.6		
19~20		58.0	64.0	61.3	53.2	50.5	50.1	77.4		
20~21	56.9	62.2	58.7	51.5	49.3	48.9	78.8			
21~22	57.3	62.0	58.5	51.1	48.7	48.3	81.6			

注1) 基準時間帯の等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) は、有効データのエネルギー平均値である。

注2) 時間区分は以下のとおりである。

時間の区分 昼間：6~22時



資料図-1 騒音測定結果

## 2 自動車交通量及び工事用車両出入台数測定結果

### (1) 自動車交通量 (No.2 付近 (西側道路端))

資料表-2 自動車交通量測定結果表

測定日：令和7年4月8日(火)

調査地点：No.2

時刻	等々力緑地行き(北行)				武蔵小杉駅行き(南行)				断面交通量			
	大型車 [台/h]	小型車 [台/h]	合計 [台/h]	大型車 混入率 [%]	大型車 [台/h]	小型車 [台/h]	合計 [台/h]	大型車 混入率 [%]	大型車 [台/h]	小型車 [台/h]	合計 [台/h]	大型車 混入率 [%]
6~7時	16	27	43	37.2	8	21	29	27.6	24	48	72	33.3
7~8時	8	51	59	13.6	19	57	76	25.0	27	108	135	20.0
8~9時	8	56	64	12.5	8	86	94	8.5	16	142	158	10.1
9~10時	10	42	52	19.2	16	88	104	15.4	26	130	156	16.7
10~11時	21	61	82	25.6	21	88	109	19.3	42	149	191	22.0
11~12時	13	61	74	17.6	18	71	89	20.2	31	132	163	19.0
12~13時	3	62	65	4.6	5	69	74	6.8	8	131	139	5.8
13~14時	8	50	58	13.8	7	66	73	9.6	15	116	131	11.5
14~15時	12	44	56	21.4	8	65	73	11.0	20	109	129	15.5
15~16時	13	69	82	15.9	7	86	93	7.5	20	155	175	11.4
16~17時	5	72	77	6.5	10	60	70	14.3	15	132	147	10.2
17~18時	3	65	68	4.4	3	63	66	4.5	6	128	134	4.5
18~19時	0	61	61	-	1	32	33	3.0	1	93	94	1.1
19~20時	0	53	53	-	0	40	40	-	0	93	93	-
20~21時	3	33	36	8.3	1	30	31	3.2	4	63	67	6.0
21~22時	5	31	36	13.9	1	32	33	3.0	6	63	69	8.7
合計	128	838	966	13.3	133	954	1,087	12.2	261	1,792	2,053	12.7

### (2) 工事用車両出入台数

資料表-3 事後調査時における工事用車両台数

単位：台/日・往復

時間帯	大型車	小型車
7~8時	11台	8台
8~9時	18台	4台
9~10時	29台	2台
10~11時	46台	0台
11~12時	42台	2台
12~13時	21台	2台
13~14時	54台	11台
14~15時	40台	12台
15~16時	25台	5台
16~17時	4台	7台
17~18時	4台	8台
18~19時	0台	0台
合計	294台	61台

注) 表中の工事用車両台数の値は、調査時に使用していた仮設ゲート3箇所の合計である。

### 3 道路交通騒音の測定状況、自動車交通量・工事用車両出入台数の計測状況



資料写真-1  
道路交通騒音の測定機器設置状況  
(No.2 付近 (西側道路端))



資料写真-2  
道路交通騒音の測定機器設置状況  
(No.2 付近 (西側道路端))



資料写真-3  
工事用車両出入台数 (B 地区ゲート)



資料写真-4  
工事用車両出入台数 (C 地区第1ゲート)



資料写真-5  
自動車交通量 (No.2 : 市道小杉町3号線)、  
工事用車両出入台数 (C 地区第2ゲート)